

年金受給者のみなさまへ

平成26年2月から

年金受給者の現況確認方法が
変わりました。

平成26年2月から、厚生年金基金の現況届は国と同様に、住民基本台帳ネットワークシステム（以下「住基ネット」）から、年金受給者の現況に関する情報（生存確認）の提供を受けることが可能となりました。これに伴い、年金受給者の現況確認方法を、これまでの現況届による方法（はがき返送方式）から、住基ネット情報を活用した方法へ変更いたしました（下図参照）。

平成26年より2月生まれの年金受給者から 現況届の提出が原則不要となりました。

ただし、住基ネットにより確認できた年金受給者の方に限られます。以下の方については、これまでどおり現況届の提出が必要となりますので、ご注意ください。

- ・現在の住所と住民票の住所地が一致していない方
- ・当基金と住民基本台帳の登録内容（名前の読み仮名等）が一致していない方
- ・外国籍の方、外国にお住まいの方 など

※現況届の提出が必要な方には、誕生月の初め頃に現況届（はがき形式）を送付しますので、ご記入の上、ご返送ください。

現況届が提出されず、現況確認ができない場合は年金の振込が一時停止されます。現況届の提出が確認できれば、一時停止は解除されます。

現況届の用紙（はがき形式）が届いた方は、必ず期限までにご返送ください。

なお、住基ネットから提供される情報は、あくまでも基金が年金受給者の現況を確認するために提供されるものであり、年金受給者が亡くなられた場合は死亡届等の提出、住所や受取方法を変更される場合は変更届の提出が、これまでどおり必要となりますので、よろしく願いいたします。

変更前

基金の年金の受給者は、基金に対して、生存確認のために**現況届の提出が必要**。

基金の受給者

現況届の提出

東京薬業厚生年金基金

変更後（平成26年2月から）

住基ネットからの情報で生存が確認できた年金の受給者は、**現況届の提出を不要**とする。

基金の受給者

提出不要

現況届の提出

東京薬業厚生年金基金

企業年金連合会

住基ネット